

10. 障害の併合

一つの傷病でも障害が二つ以上出て来る場合があります。この場合は、認定基準の「併合（加重）認定表」を使用して、併合認定を行います。

〈例〉

糖尿病により、糖尿病性網膜症で両眼の視力がそれぞれ0.06以下となり（併合判定参考表の5号）、糖尿病性の腎不全で人工透析療法を実施中（併合判定参考表の4号）の障害等級は、5号と4号を併合して1号＝1級11号と認定されます。

二つ以上の傷病による障害年金の併合は、国民年金法、厚生年金保険法に基づき、「併合」、「初めて2級」、「併合改定」の三つに区分されます。

1 併合

障害給付（障害基礎年金及び障害等級の1級または2級の障害厚生年金をいう。なお、現在障害基礎年金が支給停止中のもの及び障害厚生年金が3級または支給停止中であるが、以前に1級または2級であったものを含む。）の受給権者に、さらに障害給付（障害基礎年金及び障害等級が1級または2級の障害厚生年金をいう。）を支給すべき事由が生じたときは、前後の障害を併合した障害の程度による障害給付（併合後1級または2級になるものに限る。）が支給されます。
 ※前発障害と後発障害の区分は、受給権発生日で判断します。

（事例）

- ① 2級の障害基礎年金及び障害厚生年金の受給権者に、厚生年金保険の加入中に新たな傷病が発生し、年金請求した。〔後発障害の認定結果－2級該当〕
 ○根拠条文：国民年金法第31条第1項、厚生年金保険法第48条第1項

| | | | | | |
|-------------|---|-------------|--|---|-------------|
| (前発障害) | | (後発障害) | | | (併合後) |
| 障害厚生年金 (2級) | + | 障害厚生年金 (2級) | | = | 障害厚生年金 (1級) |
| 障害基礎年金 (2級) | | 障害基礎年金 (2級) | | | 障害基礎年金 (1級) |

※ 日本年金機構本部で併合後の1級の年金の決定及び前発障害年金の失権処理が行われます。

- ② 2級の障害基礎年金及び障害厚生年金の受給権者に、国民年金の加入中に新たな傷病が発生し、年金請求をした。〔後発障害の認定結果－2級該当〕
 ○根拠条文：国民年金法第31条第1項、厚生年金保険法第52条の2第1項

| | | | | | |
|-------------|---|-------------|--|---|-------------|
| (前発障害) | | (後発障害) | | | (併合後) |
| 障害厚生年金 (2級) | + | 障害基礎年金 (2級) | | = | 障害厚生年金 (1級) |
| 障害基礎年金 (2級) | | | | | 障害基礎年金 (1級) |

※ 後発の障害基礎年金の決定は行われず、当該年金請求書、診断書及び認定表（写）を額改定請求書に添付し、日本年金機構本部へ送付されます。日本年金機構本部での併合認定後、前発障害年金の額改定処理が行われます。

- ③ 2級の障害基礎年金の受給権者に、厚生年金保険の加入中に新たな傷病が発生し、年金請求をした。〔後発障害の認定結果－2級該当〕

○根拠条文：国民年金法第31条第1項、厚生年金保険法第52条の2第1項

| | | | | | |
|------------|---|--------------------------|---|--------------------------|--|
| (前発障害) | | (後発障害) | | | |
| 障害基礎年金(2級) | + | 障害厚生年金(2級) 障害基礎年金(2級) | = | 障害厚生年金(1級) 障害基礎年金(1級) | |

※ 日本年金機構本部で併合後の1級の年金の決定が行われるとともに、前発障害年金の失権処理をし、年金事務所に通知されます。

- ④ 2級の障害基礎年金の受給権者に、国民年金の加入中に新たな傷病が発生し、年金請求をした。〔後発障害の認定結果－2級該当〕

○根拠条文：国民年金法第31条第1項

| | | | | | |
|------------|---|------------|---|------------|--|
| (前発障害) | | (後発障害) | | | |
| 障害基礎年金(2級) | + | 障害基礎年金(2級) | = | 障害基礎年金(1級) | |

※ 事務センターで併合後の1級の年金の決定及び前発障害年金の失権処理が行われます。

- ⑤ 1級または2級の障害基礎年金及び障害厚生年金の受給権者の障害が軽快し、3級に改定された後、その受給権者に、厚生年金保険の加入中に新たな傷病が発生し、年金請求をした。〔後発障害の認定結果－2級該当〕

○根拠条文：国民年金法第31条第1項、第36条第2項ただし書、厚生年金保険法第48条第1項

| | | | | | |
|--------------------------|---|--------------------------|---|--------------------------|--|
| (前発障害) | | (後発障害) | | | |
| 障害厚生年金(3級) 障害基礎年金(停止) | + | 障害厚生年金(2級) 障害基礎年金(2級) | = | 障害厚生年金(1級) 障害基礎年金(1級) | |

※ 日本年金機構本部で併合後の1級の年金の決定及び前発障害年金の失権処理が行われます。

なお、併合して1級にならない場合は、併合後の障害年金(2級)の決定及び前発障害年金の失権処理が行われます。

- ⑥ 1級または2級の障害基礎年金及び障害厚生年金の受給権者の障害が軽快し、3級に改定された後、その受給権者に、国民年金の加入中に新たな傷病が発生し、年金請求をした。〔後発障害の認定結果－2級該当〕

○根拠条文：国民年金法第31条第1項、第36条第2項ただし書、厚生年金保険法第52条の2第1項

| | | | | | |
|--------------------------|---|------------|---|--------------------------|--|
| (前発障害) | | (後発障害) | | | |
| 障害厚生年金(3級) 障害基礎年金(停止) | + | 障害基礎年金(2級) | = | 障害厚生年金(1級) 障害基礎年金(1級) | |

※ 後発の障害基礎年金の決定は行われず、当該年金請求書、診断書及び認定表(写)を額改定請求書に添付し、日本年金機構本部へ送付されます。日本年金機構本部での併合認定後、前発障害年金の額改定処理が行われます。

なお、併合しても1級にならない場合も、前発障害年金の2級への額改定処理が行われます。

2 初めて2級

2以上の障害を併せて、初めて障害等級の2級以上に該当するに至ったときは、当該障害を併合〔前発の障害については、その障害の程度が3級以下のもの(以前に1級または2級の障害基礎年金であったものを除く。)で、制度・資格・納付要件は問わない。〕した障害の程度による障害給付が支給されます。

※前発障害と基準障害の区分は初診日で判断します。また、納付要件等は基準障害で確認することになります。

(事例)

① 3級の障害厚生年金の受給権者に、厚生年金保険の加入中に新たな傷病が発生し、「初めて2級」としての年金請求した。〔基準障害の認定結果－3級該当〕

○根拠条文：国民年金法第30条の3第1項、厚生年金保険法第47条の3第1項

| | | | | | |
|-------------|---|-------------|---|-------------|-------------|
| (前発障害) | | (基準障害) | | | |
| 障害厚生年金 (3級) | + | 障害厚生年金 (3級) | = | 障害厚生年金 (2級) | 障害基礎年金 (2級) |

※ 日本年金機構本部で併合後の2級の年金の決定及び前発障害年金との選択処理が行われます。

なお、この3級と3級との併合で2級になる事例としては、どちらかの3級の障害が併合判定参考表の5号または6号に該当してしるものに限られています。

また、併合しても2級にならない場合は、前発障害年金と基準障害年金との選択となります。

② 3級の障害厚生年金の受給権者に、厚生年金保険の加入中に新たな傷病が発生し、「初めて2級」としての年金請求した。〔基準障害の認定結果－2級該当〕

○根拠条文：国民年金法第30条の3第1項、厚生年金保険法第47条の3第1項

| | | | | | |
|-------------|---|----------------------------|---|-------------|-------------|
| (前発障害) | | (基準障害) | | | |
| 障害厚生年金 (3級) | + | 障害厚生年金 (2級) 障害基礎年金 (2級) | = | 障害厚生年金 (1級) | 障害基礎年金 (1級) |

※ 日本年金機構本部で併合後の1級の年金の決定及び前発障害年金との選択処理が行われます。

なお、併合しても1級にならない場合は、基準(後発)障害年金の決定処理を行い、前発障害年金と基準(後発)障害年金との選択となります。

- ③ 3級の障害厚生年金の受給権者に、国民年金の加入中に新たな傷病が発生し、「初めて2級」としての年金請求をした。〔後発障害の認定結果－2級該当〕

○根拠条文：国民年金法第30条の3第1項

(前発障害)

(基準障害)

| | | | | |
|-------------|---|-------------|---|-------------|
| 障害厚生年金 (3級) | + | 障害基礎年金 (2級) | = | 障害基礎年金 (1級) |
|-------------|---|-------------|---|-------------|

※ 事務センターで併合後の1級の年金の決定が行われ、決定後に選択申出書が日本年金機構本部へ送付されます。

なお、併合しても1級にならない場合は、基準（後発）障害年金の決定処理を行い、前発障害年金と基準（後発）障害年金との選択となります。

3 併合改定

障害給付（障害基礎年金及び障害等級の1級または2級の障害厚生年金をいう。なお、現在障害基礎年金が支給停止中のもの及び障害厚生年金が3級または支給停止中であるが、以前に1級または2級であったものを含む。）の受給権者に、さらに障害等級（1級・2級）に該当しない程度の障害が生じた場合には、前後の障害を併合した障害の程度による障害給付が支給されます。この場合、後発障害は受給要件を満たしていることが必要です。

(事例)

- ① 2級の障害基礎年金の受給権者に、国民年金の加入中に新たな傷病が発生し、改定（年金）請求をした。〔後発障害の認定結果－3級相当〕

○根拠条文：国民年金法第34条第4項

(前発障害)

(後発障害)

| | | | | |
|-------------|---|---------|---|-------------|
| 障害基礎年金 (2級) | + | 障害等級不該当 | = | 障害基礎年金 (1級) |
|-------------|---|---------|---|-------------|

※ 事務センターで前発障害年金の1級への額改定処理が行われます。

- ② 2級の障害基礎年金及び障害厚生年金の受給権者に、厚生年金保険の加入中に新たな傷病が発生し、改定（年金）請求した。〔後発障害の認定結果－3級該当〕

○根拠条文：国民年金法第34条第4項、厚生年金保険法第52条第4項

(前発障害)

(後発障害)

| | | | | |
|-------------|---|-------------|---|-------------|
| 障害厚生年金 (2級) | + | 障害厚生年金 (3級) | = | 障害厚生年金 (1級) |
| 障害基礎年金 (2級) | | | | 障害基礎年金 (1級) |

※ 日本年金機構本部で前発障害年金の1級へ額改定処理が行われます。

なお、併合しても1級にならない場合は、後発障害年金（3級）の決定処理が行われ、前発障害年金と後発障害年金との選択となります。

- ③ 2級の障害基礎年金の受給権者に、厚生年金保険の加入中に新たな傷病が発生し、改定（年金）請求をした。〔後発障害の認定結果－3級該当〕

○根拠条文：国民年金法第34条第4項

（前発障害）

（後発障害）

| | | | | |
|------------|---|------------|---|------------|
| 障害基礎年金（2級） | + | 障害厚生年金（3級） | = | 障害基礎年金（1級） |
|------------|---|------------|---|------------|

※ 日本年金機構本部で後発障害年金（3級）の決定が行われるとともに、関係資料を事務センターへ送付し連絡します。事務センターでは併合認定後、前発障害年金の1級への額改定処理が行われます。

この場合、後発障害年金（3級）と併合改定後の障害年金（1級）との選択となります。

なお、1級にならない場合も、前発障害年金（2級）と後発障害年金（3級）との選択となります。

（注）「1」の⑤、⑥、「2」の②、③、「3」の①、②、③における、3級と2級との併合で1級になる事例としては、3級の障害が併合判定参考表の5号に該当しているものに限られています。5号以外の3級（6号～10号）と2級を併合した場合は2級となります。

〔参考（併合判定参考表）〕

- 5号 ———— 両眼の視力がそれぞれ0.06以下のもの
 — 一眼の視力が0.02以下に減じ、かつ、他眼の視力が0.1以下に減じたもの
 — 両耳の平均純音聴力レベル値が80デシベル以上のもの
 — 両耳の平均純音聴力レベル値が50デシベル以上80デシベル未満で、かつ、最良語音明瞭度が30%以下のもの